令和8年度

東広島市下水道事業

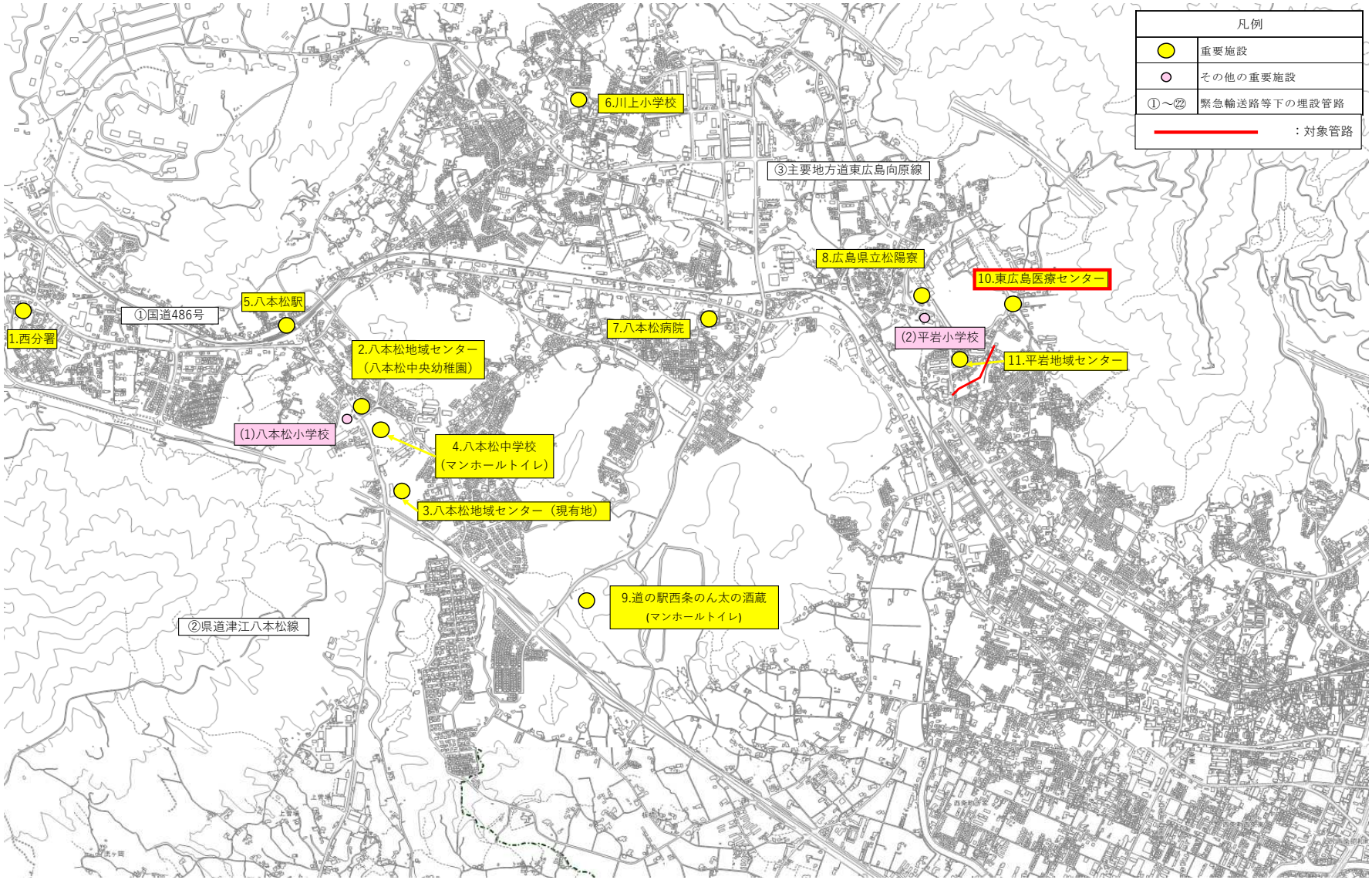
管路施設耐震詳細診断調査業務（全08-1）

仕様書

業 務 場 所　東広島市西条町ほか

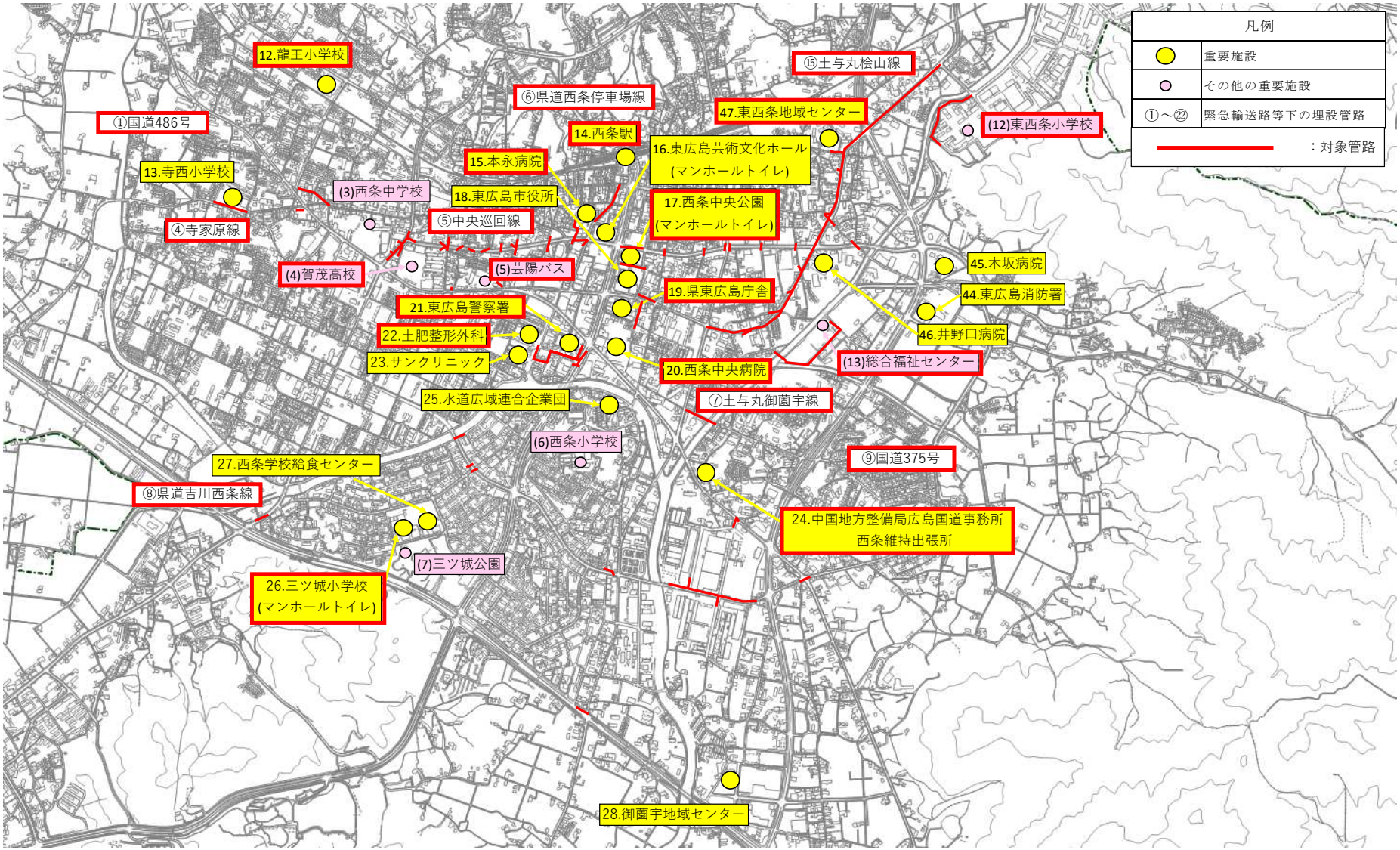
位　置　図

東広島処理区（1/4）　（サイズ＝1：15,000）



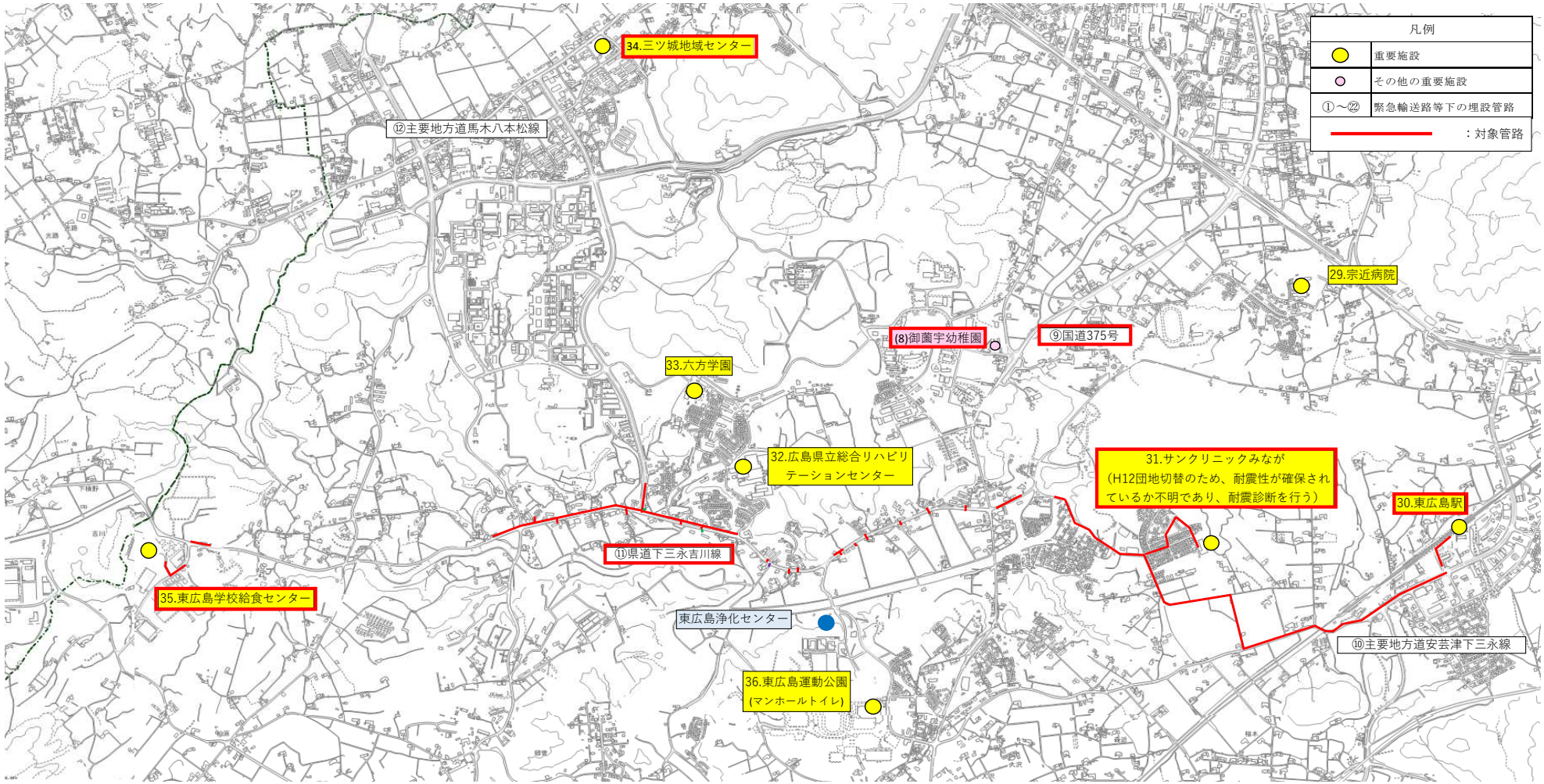
位　置　図

東広島処理区（2/4）　（サイズ＝1：15,000）



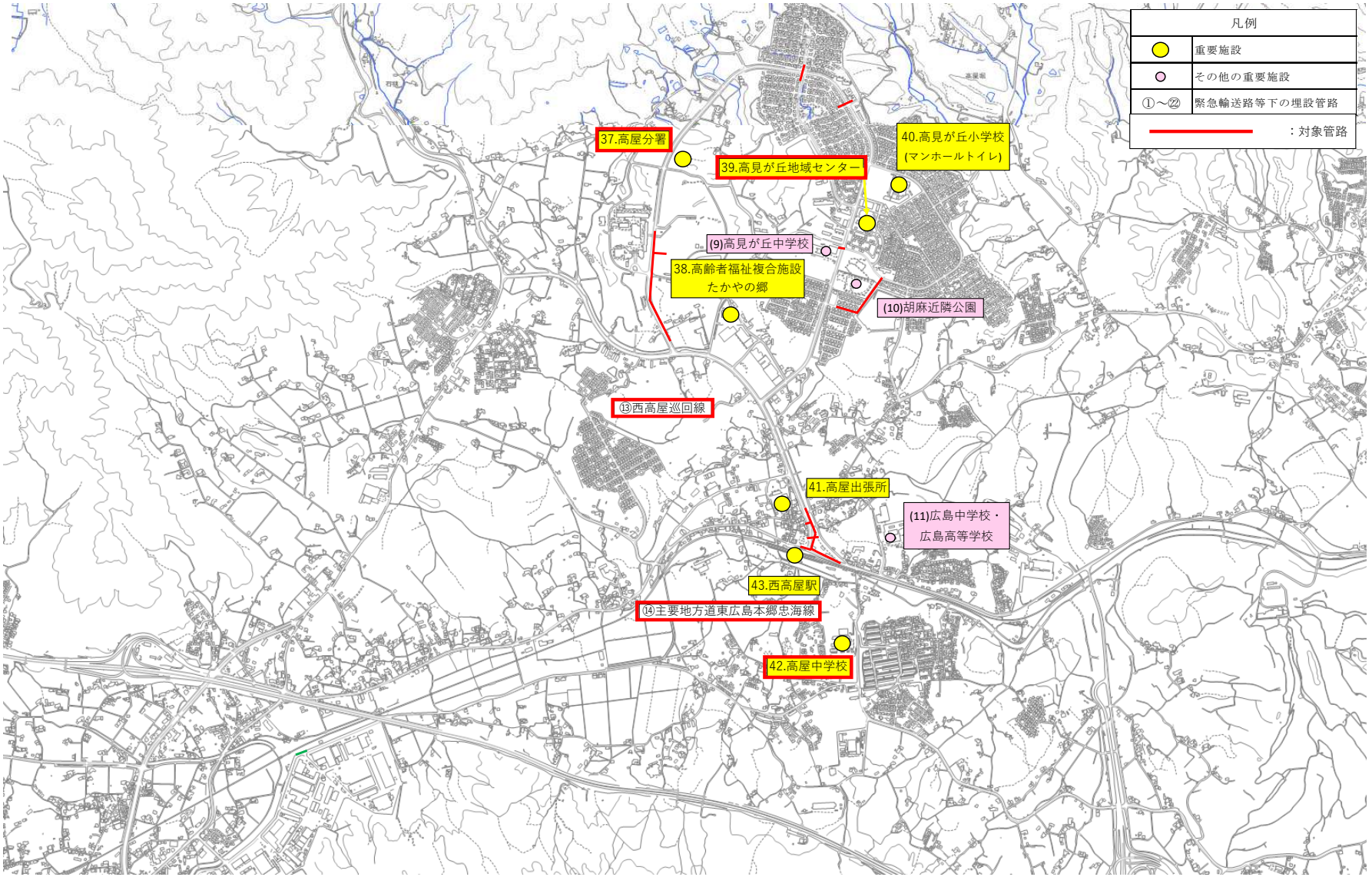
位　置　図

東広島処理区（3/4）　（サイズ＝1：15,000）



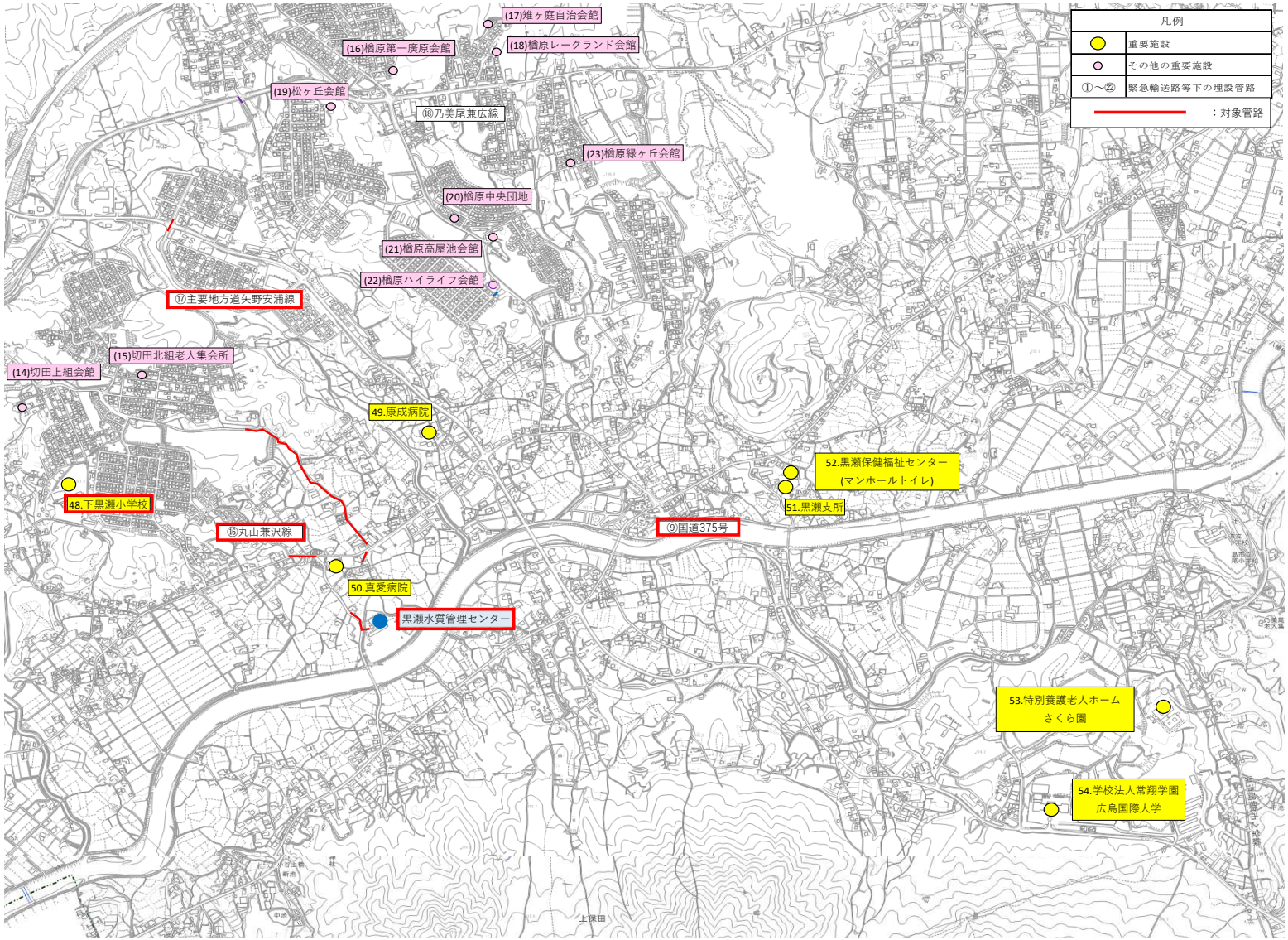
位　　置　　図

東広島処理区（4/4）　（サイズ＝1：15,000）



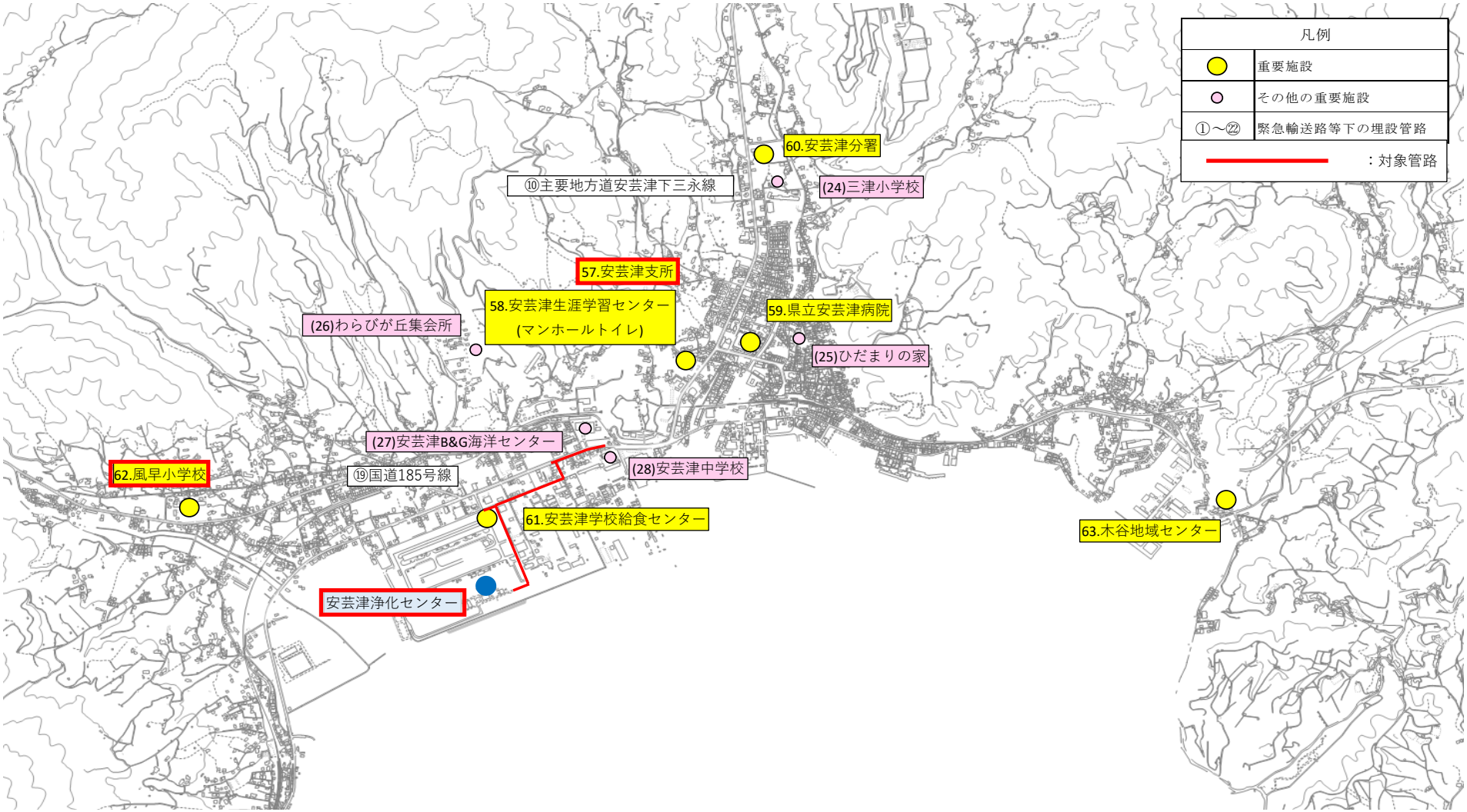
位　置　図

黒瀬処理区　（サイズ＝1：10,000）



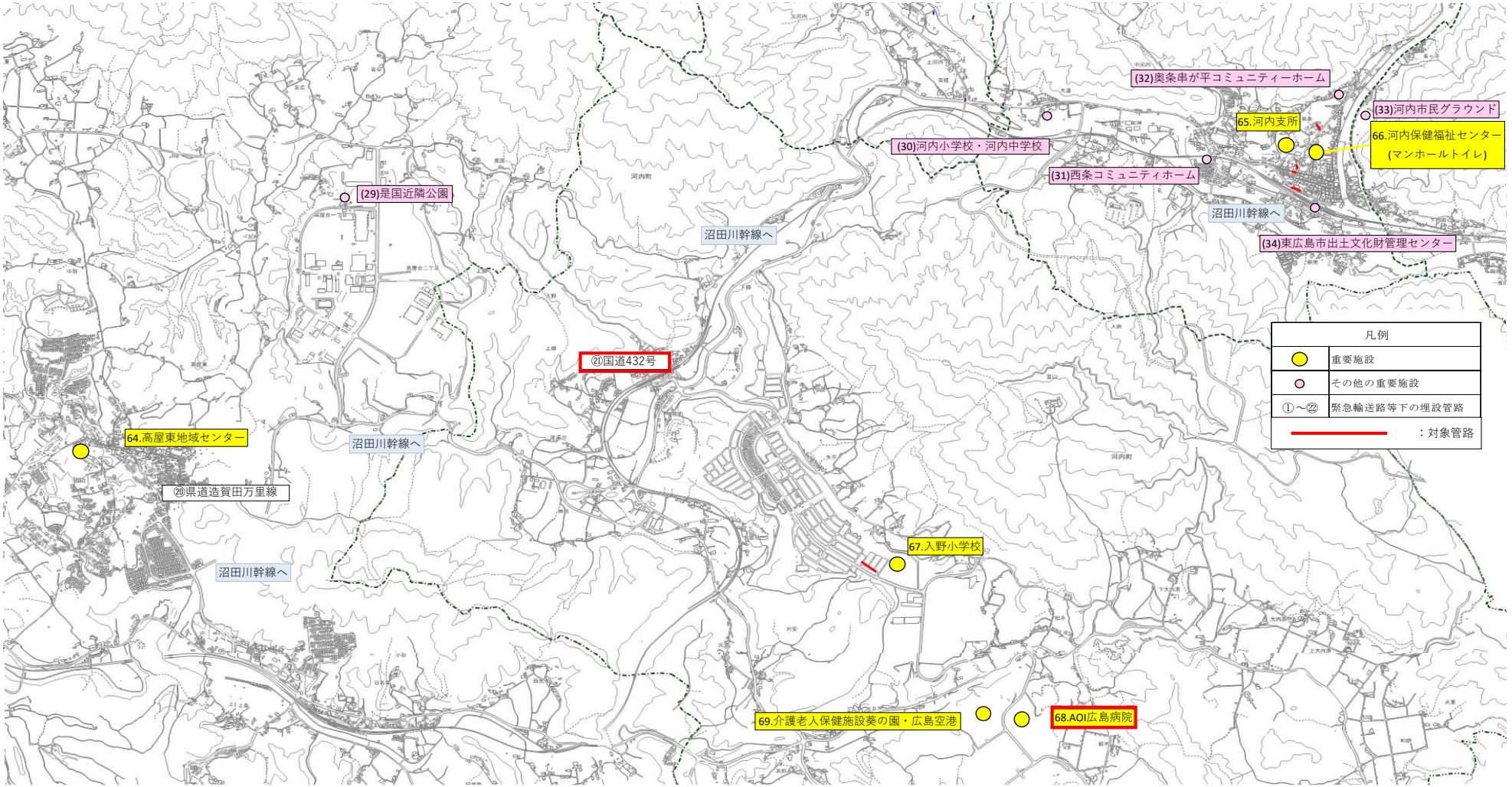
位　　置　　図

安芸津処理区　（サイズ＝1：15,000）



位　置　図

沼田川処理区　（サイズ＝1：16,000）



（別記様式１）

特記事項　（管理技術者及び照査技術者の選任）

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業 務 名	管路施設耐震詳細診断調査業務（全 08-1）
委託業務場所	東広島市西条町ほか

○印がある部分の技術者が必要である。

なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあっては見積書提出日前）までに連続して３か月以上存在すること）にある者とする。

業 務 の 種 類	管 理 技 術 者	照 査 技 術 者
設 計 業 務	（○） （技術士又は RCCM） 設計業務の種類　下水道	（○） （技術士） 設計業務の種類　下水道
	（　） （資格は問わない）	（　） （資格は問わない）
測　量　業　務	（　） （資格要件は別表参照）	（　） （資格要件は別表参照）
地質及び土質調査業務	（　） （資格要件は別表参照）	（　） （資格要件は別表参照）
用地調査等業務	（　） （資格要件は別表参照）	（　） （資格要件は別表参照）
建築設計等業務	（　） （資格要件は別表参照）	（　） （資格要件は別表参照）

管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。

（注）　必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

（別表）

<table>
<tr><td>委託業務</td><td>管理技術者及び照査技術者の資格要件</td></tr>
<tr><td>設計業務</td><td>（１）技術士又はｼﾋﾞﾙｺﾝｻﾙﾀﾝﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ(RCCM)の資格保有者
<table>
<tr><th>設計業務の種類</th><th>技　　術　　士</th><th>ＲＣＣＭ</th><th>添付書類</th></tr>
<tr><td>河川・砂防及び海岸・海洋</td><td rowspan="12">技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格</td><td rowspan="20">左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格</td><td rowspan="20">技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し</td></tr>
<tr><td>港湾及び空港</td></tr>
<tr><td>電力土木</td></tr>
<tr><td>道　　路</td></tr>
<tr><td>鉄　　道</td></tr>
<tr><td>造　　園</td></tr>
<tr><td>都市計画及び地方計画</td></tr>
<tr><td>土質及び基礎</td></tr>
<tr><td>鋼構造及びｺﾝｸﾘｰﾄ</td></tr>
<tr><td>トンネル</td></tr>
<tr><td>施工計画・施工設備及び積算</td></tr>
<tr><td>建設環境</td></tr>
<tr><td>上水道及び工業用水道</td><td rowspan="2">上記法に定める技術部門「上下水道部門」に該当する資格</td></tr>
<tr><td>下　水　道</td></tr>
<tr><td>農業土木</td><td>上記法に定める技術部門「農業部門」に該当する資格</td></tr>
<tr><td>森林土木</td><td>上記法に定める技術部門「森林部門」に該当する資格</td></tr>
<tr><td>水産土木</td><td>上記法に定める技術部門「水産部門」に該当する資格</td></tr>
<tr><td>廃棄物</td><td>上記法に定める技術部門「衛生工学部門」に該当する資格</td></tr>
<tr><td>地質</td><td>上記法に定める技術部門「応用理学部門」に該当する資格</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>機械</td><td>上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>電気電子</td><td>上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格</td></tr>
</table>
（２）（１）と同等の能力と経験を有する技術者（同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。）
【添付書類】実務経歴書
①　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目（橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。）を習得し、建設コンサルタント等業務（建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。）に２０年以上の実務経験を有する者
②　学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に２２年以上の実務経験を有する者
③　その他の者にあっては、建設コンサルタント等業務に２５年以上の実務経験を有する者</td></tr>
<tr><td>測量業務</td><td>『測量業務共通仕様書（広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者
【添付書類】資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</td></tr>
<tr><td>地質及び土質調査業務</td><td>『地質・土質調査業務共通仕様書（広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</td></tr>
<tr><td>用地調査等業務</td><td>『用地調査等共通仕様書（広島県)』に規定する「管理技術者」（資格要件は次のいずれかに該当する者）
（１）主たる補償業務（補償コンサルタント登録規程第２条に規定する登録部門、（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償）のいずれかに係る補償業務。以下同じ。）に関し７年以上の実務経験を有する者
【添付書類】実務経歴書
（２）主たる補償業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）</td></tr>
</table>

	【添付書類】登録証の写し （３）補償コンサルタント登録規程第３条第１号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） 【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの） （４）補償業務全般に関する指導監督的実務の経験３年以上を含む２０年以上の実務の経験を有する者 【添付書類】実務経歴書
建築設計等業務	『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。 【添付書類】資格証の写し

特　記　仕　様　書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和８年８月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

１.「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。(ただし、「設計業務等共通仕様書」第１編第１章第１１１９条、第１１４７条、第１１５０条、第１編第２章第１２０９条第１２項においては読み替えないものとする。)

２.「契約規則第２条第１項」とあるのは「東広島市契約規則第２条第１項」と読み替えるものとする。

３.「契約約款６条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第５条」、「契約約款７条」とあるのは「市契約約款第６条」、「契約約款８条」とあるのは「市契約約款第７条」、「契約約款９条」とあるのは「市契約約款第８条」、「契約約款１０条」とあるのは「市契約約款第９条」、「契約約款１１条」とあるのは「市契約約款第１０条」、「契約約款１２条」とあるのは「市契約約款第１１条」、「契約約款１３条」とあるのは「市契約約款第１２条」、「契約約款１５条」とあるのは「市契約約款第１４条」、「契約約款１８条」とあるのは「市契約約款第１７条」、「契約約款１９条」とあるのは「市契約約款第１８条」、「契約約款２０条」とあるのは「市契約約款第１９条」、「契約約款２１条」とあるのは「市契約約款第２０条」、「契約約款２２条」とあるのは「市契約約款第２１条」、「契約約款２３条」とあるのは「市契約約款第２２条」、「契約約款２７条」とあるのは「市契約約款第２６条」、「契約約款２８条」とあるのは「市契約約款第２７条」、「契約約款２９条」とあるのは「市契約約款第２８条」、「契約約款３０条」とあるのは「市契約約款第２９条」、「契約約款３１条」とあるのは「市契約約款第３０条」、「契約約款３３条」とあるのは「市契約約款第３２条」、「契約約款４０条」とあるのは「市契約約款第３９条」と読み替えるものとする。

４．その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
－	－	－	－	前払金		契約金額が 50 万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の 30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		「土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領」を「東広島市建設コンサルタント等業務成績評定要領」に読み替える。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

５．情報共有システム

（１）本業務は情報共有システムの対象業務（受注者希望型）である。

（２）工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。

（３）本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。

広島県工事中情報共有システム（一般社団法人　広島県土木協会）

http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html

（４）情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。

（５）運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。この場合においては、次のとおりとする。

１）ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。

２）「ＣＡＤ製図基準(国土交通省)」および「ＣＡＤ製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。

３）検査は、情報共有システムにより処理した業務関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行うものとする。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

６．成果物の提出

受注者は、情報共有システムにより処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R 等）で納品すること。

管路施設耐震診断調査業務委託標準仕様書

(詳細調査)

〔1〕一般仕様書

第1章　総　則

1．1　業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管渠及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うことを目的とする。

1．2　一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1．3　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1．4　法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1．5　中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1．6　秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1．7　公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1．8　管理技術者及び技術者

（1）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（2）管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道)、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

（3）受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1．9　工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1．10　成果品の審査

（1） 受注者は、成果品完成後に東広島市の成果品審査を受けなければならない。

（2） 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

（3） 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1．11　引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、東広島市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1．12　関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

１．13　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

１．14　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、東広島市、受注者協議の上、これを定める。

第２章　調　査

２．１　資料の収集

耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。

これら業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・水利資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

（１）管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管渠緒元の整理及び構造緒元・埋設環境の整理をしなければならない。

（２）地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤緒元を整理しなければならない。

地質データを収集する場合は、管路延長 1,000ｍにつき３点程度の地質データを収集・整理しなければならない。

ただし、診断対象区域の土質資料が存在しない場合は、診断に利用する土質条件の扱いについて調査職員と協議を行う。

（３）防災・水利資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利用状況を調査しなければならない。

（４）その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管渠改築更新事業計画、合流改善対策事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

２．２　現地踏査

特記仕様書に示された調査対象区域について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

２．３　現地作業

耐震計算を行うマンホールについて管口を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行って、状況を確認しなければならない。

第３章　耐震診断調査等一般

３．１　打合せ

（１）業務の実施に当って、受注者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

（２）耐震診断調査等業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と東広島市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

３．２　調査基準等

調査に当っては、東広島市の指示する図書及び本仕様書第７章参考図書に基づき、調査を行う上でその基準となる事項について東広島市と協議の上、定めるものとする。

３．３　調査上の疑義

調査上疑義の生じた場合は、調査職員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

３．４　調査の資料

耐震診断調査における評価、計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

３．５　事業計画図書の確認

受注者は、第２章調査の各項の調査等と併せて、調査対象区域にかかる事業計画図書、下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

３．６　参考資料の貸与

東広島市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

３．７　参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

３．８　耐震診断調査（詳細診断）

耐震診断調査（詳細診断）（業務）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管渠の耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

第４章　耐震診断調査（詳細調査）

４．１　条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

４．２　耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。

（１）　レベル１の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部及び管渠と管渠の継手部の計算（地震動による屈曲角・抜出し量）、マンホール本体の計算。

（２）　レベル１及びレベル２の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部及び管渠と管渠の継手部の計算（地震動による屈曲角・抜出し量及び地盤の永久ひずみによる抜出し量）、管渠本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・抜出し量）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

４．３　耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位及び補強内容を抽出し、整理しなければならない。また、詳細設計に必要な設計内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出しなければならない。

４．４　耐震補強対策の検討

耐震補強必要箇所については、補強対策の概略検討、概算工事費の算出及び段階的対策計画を検討しなければならない。

（１）　耐震対策の概略検討

屈曲角、抜出し、耐力、液状化時の浮上・沈下等に対する耐震補強方法・耐震補強構造を概略比較により選定する。

（２）　耐震対策の概算工事費の算出

耐震補強方法・耐震補強構造に対する概算工事費を算出する。

（3） 耐震対策事業計画の作成

段階的な対策計画を検討し、年度別事業計画及び実施工程表を作成する。

4．5 調査診断調査図の作成

主要な調査図は、下記により作成することとし、図面完成時には、調査職員の承認を受けなければならない。

（1） 位置図

位置図（S＝1/10,000～1/30,000）は地形図に詳細調査区間を記入する。

（2） 区画割施設平面図

調査対象路線図（S=1/2,500）は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

（3） 耐震補強対策平面図

耐震補強対策平面図（S=1/500）は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管渠の位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、補強対策案等を記入する。

（4） 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管渠の断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

（5） 耐震補強対策概略構造図

耐震補強対策概略構造図（S=1/50～1/100）は、東広島市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、耐震補強対策として特に構造図を必要とするものについて概略の計上図を作成する。

4．6 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定性的評価結果、耐震計算書、耐震補強方法・耐震補強構造の検討、概算工事費、耐震対策事業計画、詳細設計の箇所・内容などを集成するものとする。

第5章 照査

5．1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5．2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5．3 照査事項

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

5．4 報告書

受注者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

（1）耐震診断（詳細診断）

（イ）基礎調査の内容の適切性

（ロ）耐震計算結果の妥当性

（ハ）耐震補強方法・耐震補強構造の選定結果の妥当性

（ニ）概算工事費・耐震対策事業計画の適切性
（ホ）詳細設計箇所・内容の適切性

第６章　提出図書

６．１　提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。用紙（出力）サイズは原則Ａ３又はＡ４判とする。提出部数は２部とする。提出方法について、図面については電子データ納品とし、CAD フォーマットは JWW データとする。その他の書類等は、Word、Excel 又は PDF ファイル等で納品することとするが、電子化する内容については調査職員と協議すること。測量業務、地質・土質調査業務及び設計業務等ごとに電子媒体を分けること。

６．２　耐震診断調査関係提出図書（詳細診断）

図書名	縮 尺
（１）位置図	1/10,000～1/30,000
（２）調査対象路線図	1/2,500
（３）耐震補強対策平面図	1/500
（４）耐震補強対策概略構造図	1/50～1/100
（５）報告書	
（６）打合せ議事録	
（７）その他参考資料（老朽度調査記録資料他）	

第７章　参考図書

７．１　参考図書

業務は、下記の掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これら以外の図書を参考にする場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

（１）東広島市公共下水道設計基準書	（東広島市）
（２）下水道施設標準図面集	（東広島市）
（３）土木工事標準積算基準書	（国土交通省）
（４）土木工事標準積算基準書	（広島県）
（５）下水道用設計積算要領　管路施設　各編	（日本下水道協会）
（６）下水道施設維持管理積算要領　管路施設編	（日本下水道協会）
（７）下水道施設計画・設計指針と解説　各編	（日本下水道協会）
（８）下水道排水設備指針と解説	（日本下水道協会）
（９）下水道管路施設設計の手引	（日本下水道協会）
(10) 下水道維持管理指針	（日本下水道協会）
(11) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	（日本下水道協会）
(12) 下水道施設の耐震対策指針と解説	（日本下水道協会）
(13) 下水道の地震対策マニュアル	（日本下水道協会）
(14) 下水道施設耐震計算例　各編	（日本下水道協会）
(15) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル	（下水道新技術推進機構）
(16) 推進工法用設計積算要領	（日本推進技術協会）
(17) 下水道推進工法の指針と解説	（日本下水道協会）
(18) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）	（日本下水道協会）
(19) 下水道事業の手引き	（全国建設研修センター）
(20) 下水道用積算施工基準適正化会議議事録集	

(21) コンクリート標準示方書　（土木学会）
(22) 道路橋示方書・同解説　（日本道路協会）
(23) 道路構造令の解説と運用　（日本道路協会）
(24) 水理公式集　（土木学会）
(25) トンネル標準示方書・同解説　各編　（土木学会）
(26) 土木工学ハンドブック　（土木学会）
(27) 地盤工学ハンドブック　（地盤工学会）
(28) 道路技術基準通達集　（国土交通省）
(29) 河川管理施設等構造令及び河川管理施設等施工規則
(30) 道路土工　（日本道路協会）
(31) 共同溝設計指針　（日本道路協会）
(32) アスファルト舗装要綱　（日本道路協会）
(33) 水門鉄管技術基準　（水門鉄管協会）
(34) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説　（日本河川協会）
(35) 港湾の施設の技術上の基準・同解説　（日本港湾協会）
(36) 土木構造物設計　ガイドライン・マニュアル（案）　（全日本建設技術協会）
(37) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）　（日本下水道協会）

設　計　条　件　項　目　表

項目			設計条件
報告書作成			(有)　無
設計協議			初回　＋　最終　＋　中間 3 回
管路施設等耐震診断調査	詳細診断	延長	11,909 m　ケースA（基礎調査）：管路延長L=10,332m、 ケースB（条件設定、耐震計算による性能の定量的評価） ：管路延長L=11,909m、 ケースC（耐震補強必要箇所の抽出、耐震補強対策の検討） ：管路延長L=2,745m、 全ケース（照査）
		調査対象管路	汚水のみ
		管路電子化情報	(有)　無
		特殊構造物	(有)　無　ケースD（基礎調査）：箇所数N=2基、 ケースE（条件設定、耐震計算による性能の定量的評価）：箇所数N=8基、 ケースF（耐震補強対策の検討）：箇所数N=18基、 全ケース（照査） 特殊マンホール　18 基
		耐震計算	(有)　無　ﾚﾍﾞﾙ1及び2地震動
		耐震診断密度	標準
		調査対象管路の布設工法及び管径	開削工法（内径1,200㎜未満）　9,241.860 m 推進（刃口・小口径）　1,421.885 m 推進（中大口径）　1,244.773 m

調査業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
調査業務費					
調査業務等標準歩掛	1	式			レベル1
管路施設等耐震診断調査	1	式			レベル2
管路施設等耐震診断調査	1	式			レベル3
管路施設等耐震診断調査（詳細診断）	1	式			レベル4
管路施設耐震診断調査（詳細診断）	1	式			
特殊構造物耐震診断調査（詳細診断）	1	式			
報告書作成(詳細診断)	1	式			
設計協議(詳細診断)	1	式			

調査業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員	11	人			
＊＊直接人件費＊＊					
直接経費					
旅費交通費	1	式			レベル2
旅費交通費	1	式			レベル3
旅費交通費	1	式			レベル4
旅費交通費（詳細診断）	1	式			
電子成果品作成費	1	式			レベル2
電子成果品作成費	1	式			レベル3

調査業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費	1	式			レベル4
電子成果品作成費(下水道施設設計) (管路)	1	式			
＊＊直接原価＊＊					
その他原価 計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊間接原価＊＊					
＊＊業務原価＊＊					
一般管理費等 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額…… 率……					

調査業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
業務費計						

参 考 図 書

業務名称　：　令和 8 年度　東広島市下水道事業
管路施設耐震詳細診断調査業務(全 08-1)

＜注意事項＞

１　本業務は、数量公開の対象業務です。

２　この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

総括情報表

変更回数	0	
適用単価地区	44 東広島市	
単価適用日	00-08.10.01(0)	
諸経費体系	2 委託	
	当世代	前世代
発注区分	41 建設コンサル	

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として，労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

≪凡例≫

Co ･･･コンクリート　　As ･･･アスファルト
DT ･･･ダンプトラック　　BH ･･･バックホウ
CC ･･･クローラクレーン　　TC ･･･トラッククレーン
RTC･･･ラフテレーンクレーン

調査業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
調査業務費					X3000
調査業務等標準歩掛	1	式			Y2C02　レベル1
管路施設等耐震診断調査	1	式			Y2C0202　レベル2
管路施設等耐震診断調査	1	式			Y2C020202　レベル3
管路施設等耐震診断調査（詳細診断）	1	式			Y2C02020201　レベル4
管路施設耐震診断調査（詳細診断）	1	式			V0100　00 単第0 -0001　表
特殊構造物耐震診断調査（詳細診断）	1	式			V0200　00 単第0 -0013　表
報告書作成(詳細診断)	1	式			V0300　00 単第0 -0022　表
設計協議(詳細診断)	1	式			SG3L2123000　00 単第0 -0023　表

調査業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員	11	人			V0400 00 単第0 -0024 表
＊＊直接人件費＊＊					
直接経費					Z0001
旅費交通費	1	式			YZZ0101 レベル2
旅費交通費	1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費	1	式			YZZ01010101 レベル4
旅費交通費（詳細診断）	1	式			S2Z0101X3 00 単第0 -0025 表
電子成果品作成費	1	式			YZZ0102 レベル2
電子成果品作成費	1	式			YZZ010201 レベル3

調査業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費	1	式			YZZ01020101　レベル4
電子成果品作成費(下水道施設設計) (管路)	1	式			S2Z0102X3　　00 単第0 -0026　表
＊＊直接原価＊＊					
その他原価 計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊間接原価＊＊					
＊＊業務原価＊＊					
一般管理費等 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額…… 率……					

調査業務費　内訳表

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
業務費計						

施工単価表

管路施設耐震診断調査（詳細診断）　V0100　単第0 -0001　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
基礎調査 管路情報収集・整理 ケースA（L=10,332m）	1	式			単第0-0002　表
基礎調査 地盤情報収集・整理 ケースA（L=10,332m）	1	式			単第0-0003　表
基礎調査 現地踏査 ケースA（L=10,332m）	1	式			単第0-0004　表
基礎調査 現地作業 ケースA（L=10,332m）	1	式			単第0-0005　表
条件設定 ケースB（L=11,909m）	1	式			単第0-0006　表
耐震計算による性能の定量的評価 ケースB（L=11,909m）	1	式			単第0-0007　表
耐震補強必要箇所の抽出 ケースC（L=2,745m）	1	式			単第0-0008　表
耐震補強対策の検討 耐震対策の概略検討 ケースC（L=2,745m）	1	式			単第0-0009　表
耐震補強対策の検討 耐震対策の概算工事費算出 ケースC（L=2,745m）	1	式			単第0-0010　表
耐震補強対策の検討 耐震対策事業計画の作成 ケースC（L=2,745m）	1	式			単第0-0011　表
照査	1	式			単第0-0012　表
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

基礎調査　　V0101　　単第0 -0002　表

管路情報収集・整理　　ケースA（L=10,332m）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	1.36	人			
技師（A）	1.36	人			
技師(B)	1.36	人			
技師(C)	2.72	人			
技術員	2.72	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

基礎調査　　V0102　　単第0 -0003　表

地盤情報収集・整理　　ケースA（L=10,332m）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	1.36	人			
技師（A）	1.36	人			
技師(B)	2.72	人			
技師(C)	4.08	人			
技術員	1.36	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

基礎調査　　V0103　　単第0 -0004　表

現地踏査　　ケースA（L=10,332m）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	1.36	人			
技師（A）	1.36	人			
技師(B)	2.72	人			
技師(C)	2.72	人			
技術員	1.36	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

基礎調査　　V0104　　単第0 -0005　表

現地作業　　ケースA（L=10,332m）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	1.36	人			
技師（A）	2.72	人			
技師(B)	5.43	人			
技師(C)	5.43	人			
技術員	5.43	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

条件設定　　V0105　　単第0 -0006　表

ケースB（L=11,909m）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	1.44	人			
技師（A）	2.89	人			
技師(B)	2.89	人			
技師(C)	2.89	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

耐震計算による性能の定量的評価　V0106　単第0 -0007　表

ケースB（L=11,909m）　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	4.45	人			
技師（A）	8.91	人			
技師(B)	11.88	人			
技師(C)	11.88	人			
技術員	2.97	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

耐震補強必要箇所の抽出　　V0107　　単第0 -0008　表

ケースC（L=2,745m）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	0.77	人			
技師（A）	1.54	人			
技師(B)	2.31	人			
技師(C)	2.31	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

耐震補強対策の検討　　V0108　　単第0 -0009　表

耐震対策の概略検討　　ケースC（L=2,745m）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	0.77	人			
技師（A）	1.54	人			
技師(B)	2.31	人			
技師(C)	3.08	人			
技術員	2.31	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

耐震補強対策の検討　　V0109　　単第0 -0010　表

耐震対策の概算工事費算出　　ケースC（L=2,745m）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	0.77	人			
技師（A）	1.54	人			
技師(B)	3.08	人			
技師(C)	2.31	人			
技術員	1.54	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

耐震補強対策の検討　　V0110　　単第0 -0011　表

耐震対策事業計画の作成　　ケースC（L=2,745m）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	0.77	人			
技師（A）	2.31	人			
技師(B)	3.08	人			
技師(C)	2.31	人			
技術員	1.54	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

照査　　V0111　　単第0 -0012　表

1　　式　　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師長	1.16	人			
主任技師	4.63	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

特殊構造物耐震診断調査（詳細診断）　V0200　単第0 -0013　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
基礎調査 特殊構造物情報収集・整理 ケースD（N=2基）	1	式			単第0-0014　表
基礎調査 現地踏査 ケースD（N=2基）	1	式			単第0-0015　表
基礎調査 現地作業 ケースD（N=2基）	1	式			単第0-0016　表
条件設定 ケースE（N=8基）	1	式			単第0-0017　表
耐震計算による性能の定量的評価 ケースE（N=8基）	1	式			単第0-0018　表
耐震補強対策の検討 耐震対策の概略検討 ケースF（N=18基）	1	式			単第0-0019　表
耐震補強対策の検討 耐震対策の概算工事費算出 ケースF（N=18基）	1	式			単第0-0020　表
照査	1	式			単第0-0021　表
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

基礎調査　　V0201　　単第0 -0014　表

特殊構造物情報収集・整理　　ケースD（N=2基）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師（A）	0.75	人			
技師(B)	1.5	人			
技師(C)	1.5	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

基礎調査　　V0202　　単第0 -0015　表

現地踏査　　ケースD（N=2基）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	0.75	人			
技師（A）	0.75	人			
技師(B)	0.75	人			
技師(C)	0.75	人			
技術員	0.75	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

基礎調査　　V0203　　単第0 -0016　表

現地作業　　ケースD (N=2基)　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	0.75	人			
技師(B)	0.75	人			
技師(C)	0.75	人			
技術員	0.75	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

条件設定　　V0204　　単第0 -0017　表

ケースE (N=8基)　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	1.68	人			
技師 (A)	1.68	人			
技師(B)	1.68	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

耐震計算による性能の定量的評価　　V0205　　単第0 -0018　表

ケースE（N=8基）　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	1.68	人			
技師（A）	3.37	人			
技師(B)	3.37	人			
技師(C)	3.37	人			
技術員	1.68	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

耐震補強対策の検討　　V0206　　単第0 -0019　表

耐震対策の概略検討　　ケースF (N=18基)　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	2.70	人			
技師 (A)	5.41	人			
技師(B)	8.11	人			
技師(C)	5.41	人			
技術員	2.70	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

耐震補強対策の検討　　V0207　　単第0 -0020　表

耐震対策の概算工事費算出　　ケースF (N=18基)　　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)	2.70	人			
技師(B)	5.41	人			
技師(C)	5.41	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

照査　　V0208　　単第0 -0021　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師長	1.71	人			
主任技師	3.43	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

報告書作成(詳細診断)　　V0300　　単第0 -0022　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	1.3	人			
技師 (A)	5.2	人			
技師(B)	3.25	人			
技師(C)	1.95	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

設計協議(詳細診断)　　SG3L2123000　　単第0 -0023　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	5.0	人			
技師 (A)	5.0	人			
技師(B)	3.0	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			
A=3　　中間打合せ回数			B=1　　-		

施工単価表

交通誘導警備員　　V0400　　単第0 -0024　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員B	11	人			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			

施工単価表

旅費交通費（詳細診断）　　S2Z0101X3　　単第0 -0025　表

1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費	1.00	式			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			
A=1　　宿泊，滞在を伴わない業務の場合					

施工単価表

電子成果品作成費(下水道施設設計)　S2Z0102X3　単第0 -0026　表

(管路)　1　式　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費	1.00	式			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	式			
A=1　概略設計，予備設計及び詳細設計					